

令和2年第1回坂町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 令和2年3月2日(月)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 令和2年3月6日(金)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(12名)

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 1番 尾 崎 光 君    | 2番 安 竹 正 君        |
| 3番 光 岡 美 里 君  | 4番 主 枝 幸 子 君      |
| 5番 奥 村 富士雄 君  | 6番 柚 木 喬 君        |
| 7番 出 下 孝 君    | 8番 瀧 野 純 敏 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君  | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 中 川 ゆかり 君 | 12番 川 本 英 輔 君(議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |             |
|---------|-------------|
| 町 長     | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長   | 財 満 芳 洋 君   |
| 教 育 長   | 太 田 耕 樹 君   |
| 技 監     | 荒 木 勲 君     |
| 総 務 部 長 | 新 木 之 博 君   |
| 民 生 部 長 | 中 村 政 愛 君   |
| 教 育 次 長 | 河 本 和 彦 君   |
| 総 務 課 長 | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 企画財政課長  | 車 地 孝 幸 君   |
| 税務住民課長  | 大 畠 英 司 君   |
| 民 生 課 長 | 宮 本 隆 一 君   |

|            |           |
|------------|-----------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 産業建設課長     | 本 家 正 博 君 |
| 都市計画課長     | 西 谷 伸 治 君 |
| 学校教育課長     | 新 谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事 | 秦 正 憲 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

|      |        |                         |
|------|--------|-------------------------|
| 日程第1 | 議案第18号 | 「令和2年度坂町一般会計予算」         |
| 日程第2 | 議案第19号 | 「令和2年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」 |
| 日程第3 | 議案第20号 | 「令和2年度坂町下水道事業特別会計予算」    |
| 日程第4 | 議案第21号 | 「令和2年度坂町介護保険事業特別会計予算」   |
| 日程第5 | 議案第22号 | 「令和2年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」  |

追加日程

|      |        |                             |
|------|--------|-----------------------------|
| 日程第1 | 議案第23号 | 「坂町教育委員会教育長の任命の同意について」      |
| 日程第2 | 議案第24号 | 「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」 |
| 日程第3 | 議案第25号 | 「坂町営住宅設置及び管理条例等の一部改正について」   |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午後1時00分)

○議長(川本英輔議員) 改めまして、こんにちは。皆様におかれましては、予算審査特別委員会、予定どおりの日程で閉会することができました。

また、きょうはこのような定例会を迎えられることができたことを大変喜んでおります。どうぞよろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、議案第18号から、日程第5、議案第22号までの令和2年度坂町一般会計予算及び各特別会計予算についての5議案を一括議題とします。

本件は、令和2年度予算審査特別委員会に審査付託いたしました。

よって、委員長の報告を求めます。

中川予算審査特別委員会委員長。

○11番(中川ゆかり議員) 予算審査特別委員会報告を行います。

本予算審査特別委員会に付託された、令和2年度坂町一般会計予算ほか4議案について、3月4日、5日の2日間、審査を行いました。

5議案について、討論、採決を行った結果、議案第18号「令和2年度坂町一般会計予算」は、全会一致で原案のとおり可決されました。

議案第19号「令和2年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」は、全会一致で原案のとおり可決されました。

議案第20号「令和2年度坂町下水道事業特別会計予算」は、全会一致で原案のとおり可決されました。

議案第21号「令和2年度坂町介護保険事業特別会計予算」は、全会一致で原案のとおり可決されました。

議案第22号「令和2年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」は、全会一致で原案のとおり可決されました。

続いて、意見書を報告します。

令和2年度の歳入では、豪雨災害や法人税割の税率引き下げの影響により、歳入の根幹をなす町税が約5,500万円の減少が見込まれ、依然、厳しい財政状況となっております。

一方、全国各地で大規模災害からの復旧・復興のおくれが懸念される中、本町にお

いては、国、県の補助金や町債を活用し、道路橋梁災害復旧事業、下水道災害復旧事業、地域支え合いセンター運営事業などが、引き続き、計画されています。

さらには、防災対策事業として、津波災害時一時避難場所や防災公園などを整備する都市防災総合推進事業や排水路整備事業が計画されており、これら復旧・復興・強化に対する予算7億8千万円が計上されています。

今後においても、復旧・復興プランに基づき、これらの事業を着実に進めるとともに、災害に強いまちづくりをより一層加速していただきたい。

また、継続事業である県道坂小屋浦線整備事業、社会資本道路整備事業、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略事業などについても、積極的かつ効果的な予算編成となっていることは高く評価できます。

各特別会計については、それぞれの目的に沿った収支の均衡が図られた予算となっており、引き続き、多様化、高度化する住民ニーズに対応できるよう、福祉施策を充実していただきたい。

災害復旧事業の多額の借り入れによる今後の公債費負担も懸念されるなど、厳しい財政状況の中、早期の復旧・復興に向けた予算編成に努められていることを評価します。

終わりに、住民生活の安定と被災地の速やかな復興のためのさらなる取り組みを期待するとともに、今後も健全な財政運営の推進に努めていただくことを要望し、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、報告を終わります。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

日程第1 議案第18号「令和2年度坂町一般会計予算」を議題にします。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第18号を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 議案第19号「令和2年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」を議題にします。

討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第19号を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第3 議案第20号「令和2年度坂町下水道事業特別会計予算」を議題にします。

討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第20号を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第4 議案第21号「令和2年度坂町介護保険事業特別会計予算」を議題にします。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第21号を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第5 議案第22号「令和2年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」を議題にします。

討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第22号を採決します。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長報告のとおり可決することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

これをもって、令和2年度予算審査特別委員会を解散したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

令和2年度予算審査特別委員会を解散します。

お諮りします。

坂町教育委員会教育長の任命の同意についてを追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

坂町教育委員会教育長の任命の同意についてを追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第23号「坂町教育委員会教育長の任命の同意について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第23号「坂町教育委員会教育長の任命の同意について」御説明を申し上げます。

この議案は、現在、坂町教育委員会教育長である太田耕樹氏の任期が、来る令和2年3月31日に満了を迎えますので、同氏を坂町教育委員会教育長に再任することにつきまして、町議会の同意を求めるものでございます。

太田氏には、平成29年4月から坂町教育委員会教育長として御尽力をいただいております。同氏の教育行政における豊富な知識と経験を引き続き生かしていただき、町教育行政の向上・推進に御協力をいただきたいと思いますと考えております。

議会の皆様方に御同意をいただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） これより、太田教育長に退席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時13分）

（再開 午後 1時13分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第23号を採決します。

本案はこれに同意することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第23号は同意することに決定をしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、太田教育長の出席を求めますので、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時14分）

（再開 午後 1時16分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを追加日程第2として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを追加日程第2として議題



とすることに決定をしました。

追加日程第2 議案第24号「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第24号「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」御説明を申し上げます。

この議案は、現在、坂町固定資産評価審査委員会委員である井上輝幸氏及び山下幸博氏の任期が、来る令和2年3月19日をもって任期満了となります。

井上氏には平成11年3月から、また、山下氏には平成26年3月から坂町固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいております、両氏の豊富な知識と経験を引き続き生かしていただきたいと思いますと考えております。

議会の皆様方に御同意をいただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定をしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第24号を採決します。

本案はこれに同意することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第24号は同意することに決定をしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

坂町営住宅設置及び管理条例等の一部改正についてを追加日程第3として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

坂町営住宅設置及び管理条例等の一部改正についてを追加日程第3として議題にすることと決定をしました。

追加日程第3 議案第25号「坂町営住宅設置及び管理条例等の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第25号「坂町営住宅設置及び管理条例等の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、民法の一部を改正する法律により、民法における債権関係の規定の見直しが行われ、令和2年4月1日から施行されることに伴い、町営住宅等への入居に際しての保証人の取り扱いを見直すものでございます。

現行の坂町条例では、町営、町有住宅への入居の際には、連帯保証人2名が連署する請書の提出が必要となっておりますが、近年の核家族化、少子高齢化、親戚づきあいの希薄化などにより、今後、町営住宅等への入居に際しての保証人2名の確保が困難となることが懸念されます。

このため、保証人制度が国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする町営、町有住宅の機能を妨げることをないよう、連帯保証人を1名とし、極度額を12カ月とするために条例を一部改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 今、町長が言われた分の中には、今回、災害公営住宅というのが、いわゆる町営住宅として仲間入りすることで、かなり緊急度があるということをちょっと言われてなかったんですが、これ、ちょっとやっぱり今やるということは、やっぱり今の少子化云々もあるんですが、災害公営住宅は大いに関係すると思うんですよ。その辺の言われなかった理由いうんか、ちょっと内容的に災害公営住宅を全然触れなかったんで、そのことはどういようなことでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

さきの町長の御説明にもあったんですけども、まず、今回の見直しにつきましては、4月1日に改正されます民法の一部改正に向けて、連帯保証人制度のあり方を見直すものでございます。

具体的に言いますと、連帯保証人制度につきましては、連帯保証人の責任の範疇をより縮めるという意味で、極度額を設けなさいというようなことが方針の中に入っております。このため、設けることにして、町営住宅、町有住宅に関する条例そのものを改正するものでございます。

御質問の中に災害公営住宅はないのかということがございましたが、こちらにつきましては、さっきも一般質問等の中で申し上げましたが、連帯保証人については現行どおりの条例で2名を求めています。

ただし、御質問の中にもありましたように、やむを得ずに特別な事情が、どうしても親類、あるいは身寄り等もなく、連帯保証人になっていただける方がいらっしゃらないという場合には御相談に応じますと、特別な事情がある場合には御相談に応じますというふうにお答えしていることと思います。

このため、今回の条例は、災害公営住宅も全て含めた4月1日からの施行ということになってございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 今の内容ですけども、滞納保証人の連帯限度額いうんですか、連帯限度額12カ月、1年とするということですか。この分はどのような理由ですか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

極度額の設定をするというのは、各自治体といいますか、事業主体の中の判断のほうに委ねられているところでございますが、そもそもの極度額の設定といたしましては、滞納時の家賃がどの程度の範囲なら支払うことができるかという根本的な考えに沿って設定しているものでございます。

したがって、現行の中では1年程度、いわゆる12カ月分が妥当ではないかというところで、この極度額の設定をしているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 連帯保証人を例えば1名減らすけん、1年分のいわゆる限度額になるというふうな意味合いじゃなかったんですか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

もう一度、申しますと、民法の法改正の中で、連帯保証人を設けるときには、その極度額を設定しないと、この連帯保証人という概念そのものが無効になるということが、今後、4月1日からの法律改正になっておりますので、そのために連帯保証人を1名設ける場合には、12カ月という設定にさせていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 特別の事情があると認めるものについてですけども、これがいろいろと災害公営住宅においては、私が思うなし崩しのいうか、例えばこれをつけりゃ連帯保証人をつけんでもええやというような感じの特別な事情がいっぱいあるんじゃないかとは実は思うんですよね。だから、従来のものを全体的に変えるんだというようなことを言われましたけども、今回の場合は、特に公営住宅に入ろうと思って保証人をつけるわけじゃなくて、被災者の方がやむを得ず入るわけですから、だからそういう意味で私の言わんとするところは、災害公営住宅は従来の公営住宅と別個な形でやらないと、趣旨が違うんじゃないかなと当初から思ってたわけです。その辺はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

災害公営住宅につきましては、議員がおっしゃられるように入居用件などが通常の公営住宅と異なっております、そういう意味では、災害に特化した住宅というふうになっております。

しかし、一般質問の中でもお答えいたしました、管理運営に至りましては、通常の公営住宅と変わるところというものはございません。こういったあたりを御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 反対の立場で討論いたします。

一般質問でいろいろと議論をさせていただいたんですが、災害公営住宅は被災者支援のための住宅ですね。で、建設されたものなんですね。だから入居時に関して他の町有住宅と同じような、ごめんなさい、他の一般住宅じゃなくて、この場合は町有住宅の中の考え方ですから、町有住宅と同じような考え方をすべきじゃないと私は思います。

もう一つ、連帯保証人は、やはり公営住宅法上規定はされてないんで、当然、地方自治体で条例で盛りつけているのが実情なんです。

昨今、災害地の自治体で連帯保証人が不要であることを耳にします。このことは被災者支援のためとして順応された町というて私は思ってます。私の考え方が間違っているかどうかはわかりませんが、私はそういうふうに思ってます。

そういう意味で、特別な事情がある方の範囲というのがなかなか難しいところがあるかと思うんですけども、最終的には、独自に災害公営住宅管理条例的なものが必要じゃないかと思ってます。

以上で、反対討論といたします。

○議長（川本英輔議員） ほかに討論はありませんか。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 私は賛成討論をいたします。

このたび、坂町で災害で多くの方が被災されました。そして、家屋、また財産、思い出の品々まで全部なくした方がおられます。それを見きわめ、町は公営住宅を建て、こうやってできたんでございます。

それを今まで行政が成り立つためにも、この管理条例の中で、条例の中で無用いうのはないんですよ。それが、今、2人だったのを1人にしてくれた。これはやはり公

営住宅におられる方に対してもそれはありがたいことです。

それからもう一つは、もしか災害の中でも、一般の方でも、こうやってもう頼りのない、当てにならん、要するに友人すらおらんようなことがあれば、町長の裁量だけで、当然、坂町に住んどの限りは、それはなしでやってやろうという心構え。これはやはりなぜかいうと、この公営住宅にしても、災害公営住宅にしても、災害者がこのようにたくさんおらんなら、つくる必要もなかったんです。ですが、このためにつくったものですから、それも、町、これから先、行く行くずっとの条例ですから、やはりこの条例は当然災害時の気の毒な方もおられましたけど、最後の最後は全部は町長が救ってくれる、この器量はこの中に入っとる限りは賛成です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

大田議員。

○9番（大田直樹議員） 私も賛成討論をさせていただきます。

町は事情がある場合、連帯保証人を不要としたり、敷金を減免したりする方針を明らかにしております。これまで一般質問とか、先ほども答弁いただいております、被災者に寄り添った柔軟な対応をいただいていると思いますので、賛成討論いたします。

○議長（川本英輔議員） ほかに討論はありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 賛成討論を行います。

今回の議案で民法改正という、4月1日から、それに対しての素早い対応で、こうしてこの本議会で議案を提出された。この辺も大きなそういった現状に合わせて対応してくれたものと思っております。

また、内容的にも、具体的に1人という形で出されたのと、極度額、これも金額がはっきりわかるような条例にされておるといことで、これに対しては評価して、賛成いたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（川本英輔議員） 挙手多数です。

議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

本定例会の会期は3月10日までとしておりますが、坂町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定をしました。

最後に、町長から発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 令和2年第1回坂町議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

3月2日に開会をされましたこのたびの定例会におきましては、令和2年度予算を初め、多数の重要な案件につきまして御審議をいただき、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

なお、皆様より賜りました御意見につきましては、今後、これを十分に検討をいたしまして、これからの町政に反映をさせていきたいというふうに考えております。

これからもなお一層の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、令和2年第1回坂町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（閉会 午後 1 時 3 4 分）